

平成 1 8 年 松 本 市 議 会 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議 案

議 案 番 号	件 名	概 要
第 1 号	松本市基本構想の一部改正 について	社会経済情勢の変化等に伴い、松本市基本構想（平成12年12月20日議決）の一部を改正するもの
第 2 号	松本市国民保護対策本部及び松本市緊急処理事態対策本部条例	<p>1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 対策本部長等の職務等に関する規定</p> <p>(2) 対策本部の会議に関する規定</p> <p>(3) 部の設置に関する規定</p> <p>(4) 現地対策本部の組織に関する規定</p> <p>3 施 行 公布の日</p>
第 3 号	松本市国民保護協議会条例	<p>1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、国民保護協議会について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 協議会委員の定数に関する規定</p> <p>(2) 会議の運営に関する規定</p> <p>(3) 部会及び幹事の設置に関する規定</p> <p>3 施 行 18.4.1</p>
第 4 号	松本市市民活動サポートセンター条例	<p>1 市民活動サポートセンターの設置及び運営等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置 松本市市民活動サポートセンター 松本市大手3丁目8番13号</p> <p>(2) 利用時間及び休館日</p> <p>ア 利用時間 午前9時から午後9時（日曜日及び休日は、午後5時）まで</p> <p>イ 休館日 毎月第1・第3月曜日及び年末年始</p> <p>3 施 行 18.4.1</p>

<p>第 5 号</p>	<p>松本市防犯条例</p>	<p>1 安全で安心して暮らせる住みよい地域社会の実現を図るため、防犯について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 防犯に係る基本理念に関する規定</p> <p>(2) 防犯に係る市、市民及び事業者の責務に関する規定</p> <p>(3) 防犯重点地区の指定に関する規定</p> <p>(4) 防犯推進会議の組織及び運営に関する規定</p> <p>3 施行 18.4.1</p>
<p>第 6 号</p>	<p>松本市地域包括支援センター条例</p>	<p>1 地域包括支援センターの設置及び運営等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置</p> <p>ア 松本市中央地域包括支援センター 松本市丸の内3番7号</p> <p>イ 松本市北部地域包括支援センター 松本市元町3丁目7番1号</p> <p>ウ 松本市西部地域包括支援センター 松本市梓川梓2288番地3</p> <p>(2) 利用時間及び休館日</p> <p>ア 利用時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>イ 休館日 土曜日、日曜日、休日及び年末年始</p> <p>(3) 在宅介護支援センターの廃止</p> <p>3 施行 18.4.1</p>
<p>第 7 号</p>	<p>松本市組織条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 組織の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 部の再編 「経済部」 → 「農林部」・「商工観光部」</p> <p>(2) 所掌事務の所管の変更 市民協働に関する事務 政策部から市民環境部へ移管</p> <p>(3) 関係条例の改正 松本市農業振興地域整備促進等協議会設置条例等 4 条例</p> <p>3 施行 18.4.1</p>

第 8 号	松本市国土利用計画審議会 条例の一部を改正する条例	1 委員数の見直し等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 委員数 40人以内 → 20人以内 3 施行 18.4.1
第 9 号	松本市特別会計設置条例の 一部を改正する条例	1 特別会計の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 社会就労センター事業費及び住宅新築資金等貸付事業費 の廃止 3 施行 18.4.1
第 10 号	松本市長野県収入証紙購買 基金条例の一部を改正する 条例	1 基金の額の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 基金の額 10万円 → 30万円 3 施行 公布の日
第 11 号	松本市営バス条例の一部を 改正する条例	1 奈川線の乗車券の種類の見直しに伴い、所要の改正をす るもの 2 改正内容 乗車券の種類に定期券を追加 3 施行 18.4.1
第 12 号	松本市簡易水道事業等の設 置等に関する条例の一部を 改正する条例	1 安曇村及び奈川村の編入による経過措置の見直しに伴 い、所要の改正をするもの 2 改正内容 給水装置工事設計審査及び検査手数料等を統一 3 施行 18.4.1
第 13 号	松本市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例の一部を改 正する条例	1 一般廃棄物の再生利用及び減量化を推進するため、所要 の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 多量排出事業者の責務に関する規定の追加 ア 一般廃棄物の再生利用、減量等に係る計画の策定 イ 廃棄物管理責任者の届出 ウ 計画の実施状況の報告等 (2) 市が行うごみ、燃え殻、汚泥等の収集処分に係る手 料の追加 手数料 10kg 当たり 185円 3 施行 18.4.1

<p>第 1 4 号</p>	<p>松本市総合社会福祉センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 在宅介護支援センターの廃止及び児童館の利用時間の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 松本南在宅介護支援センターの廃止</p> <p>(2) 南部児童センターの利用時間 平日 午前 9 時から午後 6 時まで → 午後 0 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで</p> <p>3 施 行 1 8 . 4 . 1</p>
<p>第 1 5 号</p>	<p>松本市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 受給資格の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>受給資格</p> <p>(1) 2 0 歳未満の心身障害者を対象者から除外</p> <p>(2) 所得制限（個人市民税の非課税）の追加</p> <p>3 施 行 1 8 . 4 . 1</p>
<p>第 1 6 号</p>	<p>松本市精神障害者授産施設条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 施設名称の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>施設名称</p> <p>(1) 松本市南部精神障害者授産施設 → 松本市南ふれあいホーム</p> <p>(2) 松本市北部精神障害者授産施設 → 松本市北ふれあいホーム</p> <p>3 施 行 1 8 . 4 . 1</p>
<p>第 1 7 号</p>	<p>松本市児童館条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 児童館の新設及び利用時間の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 新設する児童館の名称及び位置 松本市梓川児童センター 松本市梓川梓 7 3 6 番地 1</p> <p>(2) 利用時間の統一 平日 正午から午後 6 時まで 等 → 午後 0 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで</p> <p>3 施 行 1 8 . 4 . 1</p>

<p>第 1 8 号</p>	<p>松本市介護保険条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 介護保険法の改正及び介護保険事業計画の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 保険料率の区分 5段階 → 6段階</p> <p>(2) 第1号被保険者の保険料率（年額）</p> <table border="1" data-bbox="810 495 1289 824"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前の率</th> <th>改正後の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>19,500円</td> <td>27,540円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>—</td> <td>27,540円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>29,250円</td> <td>41,310円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>39,000円</td> <td>55,080円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>49,530円</td> <td>68,850円</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>59,670円</td> <td>82,620円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 18.4.1</p>	区分	改正前の率	改正後の率	第1段階	19,500円	27,540円	第2段階	—	27,540円	第3段階	29,250円	41,310円	第4段階	39,000円	55,080円	第5段階	49,530円	68,850円	第6段階	59,670円	82,620円
区分	改正前の率	改正後の率																					
第1段階	19,500円	27,540円																					
第2段階	—	27,540円																					
第3段階	29,250円	41,310円																					
第4段階	39,000円	55,080円																					
第5段階	49,530円	68,850円																					
第6段階	59,670円	82,620円																					
<p>第 1 9 号</p>	<p>松本市安曇保健福祉センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 在宅介護支援センターの廃止等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 安曇在宅介護支援センターの廃止</p> <p>(2) 利用者に係る規定の整理</p> <p>3 施行 18.4.1</p>																					
<p>第 2 0 号</p>	<p>松本市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 介護保険法の改正等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 介護サービスの追加 ア 介護予防通所リハビリテーション イ 介護予防短期入所療養介護</p> <p>(2) 引用条項の整理</p> <p>3 施行 18.4.1</p>																					
<p>第 2 1 号</p>	<p>松本市診療所条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 介護保険法の改正等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 介護サービスの追加 介護予防短期入所療養介護</p> <p>(2) 引用条項の整理</p> <p>3 施行 18.4.1</p>																					
<p>第 2 2 号</p>	<p>松本市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 介護保険法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 利用者に係る規定の整理</p> <p>3 施行 18.4.1</p>																					

第 2 3 号	松本市高齢者介護手当条例の一部を改正する条例	1 手当の額の見直し等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 手当の額 要介護状態区分により 10 万円～20 万円 → 一律 10 万円 (2) 対象とする要介護状態区分 要介護 2 以上 → 要介護 3 以上 3 施 行 18.4.1
第 2 4 号	松本市老人憩の家条例の一部を改正する条例	1 使用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 65 歳以上の市民の個室宿泊料 1,000 円 → 2,700 円 (2) 中学生以上の市民の入浴料 200 円 → 400 円 (3) 入浴回数券の新設 中学生以上の 30 回券 7,000 円 等 3 施 行 18.4.1
第 2 5 号	松本市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1 障害者自立支援法の施行に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 引用法令の整理 3 施 行 18.4.1
第 2 6 号	松本市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例	1 受給資格及び 4 村の編入による経過措置の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 乳幼児及び障害者（身障 1 級及び 2 級、療育 A 1 並びに精神 1 級に限る。）に係る所得制限の廃止 (2) 対象者及び所得制限の統一 3 施 行 18.4.1 等
第 2 7 号	松本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1 介護保険法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 引用条項の整理 3 施 行 18.4.1
第 2 8 号	松本市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例	1 老人福祉法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 用語の整理 3 施 行 18.4.1

第 2 9 号	松本市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 選挙区において選挙すべき委員の定数及び部会の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 選挙区において選挙すべき委員の定数</p> <p>ア 第1区 6人 → 5人</p> <p>イ 第2区 6人 → 5人</p> <p>(2) 農地部会の統合</p> <p>第1農地部会・第2農地部会 → 農地部会</p> <p>3 施 行 次 農 業 委 員 会 委 員 の 一 般 選 挙</p>
第 3 0 号	公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	<p>1 公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係条例を一括改正するもの</p> <p>2 改正条例</p> <p>(1) 松本市営住宅条例</p> <p>(2) 松本市営特定目的住宅条例</p> <p>3 改正内容</p> <p>公募を行わず他の市営住宅に入居させることができる事由に世帯構成及び心身の状況を追加</p> <p>4 施 行 公 布 の 日</p>
第 3 1 号	松本市水道事業給水条例の一部を改正する条例	<p>1 四賀村及び梓川村の編入による経過措置の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>給水装置工事設計審査手数料等を統一</p> <p>3 施 行 1 8 . 4 . 1</p>
第 3 2 号	松本市教育文化センター条例の一部を改正する条例	<p>1 休館日及び観覧料の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 休館日</p> <p>休日休館 → 休日開館（月曜日を除く。）</p> <p>(2) プラネタリウム観覧料</p> <p>個人 200円 → 500円</p> <p>団体 150円 → 400円</p> <p>3 施 行 1 8 . 4 . 1 等</p>
第 3 3 号	松本市育英資金の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 奨学金の償還債務の免除要件及び安曇村の編入による経過措置の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 免除要件に松本市に住所を有することを追加</p> <p>(2) 貸与の内容を統一</p> <p>3 施 行 1 8 . 4 . 1</p>

第 3 4 号	松本市立幼稚園条例の一部を改正する条例	<p>1 入園料等の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 入園料(19年度分から) 4,000円 → 8,000円</p> <p>(2) 保育料(月額) 13,000円 → 15,000円</p> <p>3 施行 18.4.1</p>
第 3 5 号	松本市公民館条例の一部を改正する条例	<p>1 公民館の新設に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>新設する公民館の名称及び位置 松本市庄内地区公民館 松本市出川1丁目5番9号</p> <p>3 施行 18.4.1</p>
第 3 6 号	松本市美術館条例の一部を改正する条例	<p>1 使用料及び観覧料の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 利用形態による使用料の規定を整備</p> <p>(2) 観覧料 大人 800円 → 400円 大学生・高校生 500円 → 200円</p> <p>3 施行 18.4.1</p>
第 3 7 号	松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 協議会委員等の新設に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 新設する協議会委員等 ア 国民保護協議会委員及び幹事 イ 中高層建築物建築紛争調停委員会委員 ウ 防犯推進会議委員</p> <p>(2) 報酬額 日額 7,100円(4時間未満 5,000円)</p> <p>3 施行 18.4.1</p>
第 3 8 号	松本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 国家公務員の給与改定等に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 給料表の改定 ア 平均引下率 4.8% イ 職務の級の構成 10 → 8 ウ 号俸の構成 32 → 125</p> <p>(2) 地域手当の導入 給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額の3%</p> <p>(3) 関係条例の改正 松本市公益法人等への職員の派遣等に関する条例等 3 条例</p> <p>3 施行 18.4.1</p>

第 3 9 号	松本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 国家公務員の退職手当改定に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 退職手当の額の算出方法の変更 退職日給料月額に退職理由別・勤続年数別支給率を乗じて得た額 → 退職日給料月額に退職理由別・勤続年数別支給率を乗じて得た額を退職手当の基本額とし、これに退職手当の調整額を加えて得た額</p> <p>(2) 関係条例の改正 松本市職員の育児休業等に関する条例等 3 条例</p> <p>3 施行 18.4.1</p>
第 4 0 号	松本市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 4 村の編入による経過措置の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 安曇村又は梓川村の非常勤消防団員であった者の勤続年数による区分を統一</p> <p>3 施行 18.4.1</p>
第 4 1 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 国家公務員の給与改定等に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 地域手当の導入</p> <p>3 施行 18.4.1</p>
第 4 2 号	松本市住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例	<p>1 基金を廃止するため、本条例を廃止するもの</p> <p>2 施行 18.4.1</p>
第 4 3 号) 第 6 0 号	平成 1 7 年度補正予算	<p>平成 1 7 年度一般会計補正予算 平成 1 7 年度特別会計補正予算 (1 5 会計) 平成 1 7 年度企業会計補正予算 (2 会計)</p>
第 6 1 号) 第 8 0 号	平成 1 8 年度予算	<p>平成 1 8 年度一般会計予算 平成 1 8 年度特別会計予算 (1 5 会計) 平成 1 8 年度企業会計予算 (4 会計)</p>
第 8 1 号	篠ノ井線松本駅構内東西自由通路設置及び駅舎橋上化工事の施行に関する協定の締結についての議決更正について	<p>1 平成 1 6 年 6 月定例会で議決された篠ノ井線松本駅構内東西自由通路設置及び駅舎橋上化工事の施行に関する協定についての一部を変更するもの</p> <p>2 変更内容 協定金額 26億7,747万9,000円 → 27億4,583万4,000円 (差引6,835万5,000円の増)</p>

第 8 2 号	(仮称)アルプス山岳館・砂防中継所の建設に関する工事施行協定の締結についての議決更正について	<p>1 平成16年第3回臨時会で議決された(仮称)アルプス山岳館・砂防中継所の建設に関する工事施行協定についての一部を変更するもの</p> <p>2 変更内容 協定期間 協定締結の日～18.3.31 → 協定締結の日～19.1.31</p>
第 8 3 号	工事請負契約の締結について(市道7738号線奈良井橋架替(上部工)工事)の議決更正について	<p>1 平成17年第2回臨時会で議決された市道7738号線奈良井橋架替(上部工)工事請負契約についての一部を変更するもの</p> <p>2 変更内容 (1) 請負金額 2億6,124万円 → 2億6,199万6,000円 (差引75万6,000円の増) (2) 竣工期限 18.3.24 → 18.4.28</p>
第 8 4 号	市道の認定について	<p>1 公共性及び利用度の高い生活道路等で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの</p> <p>2 認定路線数 7路線</p> <p>3 認定延長 867.00m</p>
第 8 5 号	訴えの提起について	<p>1 市営住宅明渡請求等の訴えの提起をするもの</p> <p>2 訴えの内容 (1) 市営住宅の明渡請求 (2) 滞納家賃等の支払請求</p>
第 8 6 号	松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について	<p>1 障害者自立支援法の施行等に伴い、処理する事務を変更し、規約を変更するもの</p> <p>2 事務の変更内容 障害程度区分認定審査会に関する事務の追加</p> <p>3 規約変更の主な内容 (1) 処理する事務の追加 (2) 市町村合併に伴う構成市町村の変更 ア 明科町、豊科町、穂高町、三郷村及び堀金村 → 安曇野市 イ 本城村、坂北村及び坂井村 → 筑北村 (3) 市町村合併等に伴う負担割合の変更</p> <p>4 施行 18.4.1</p>

第 8 7 号	長野県民交通災害共済組合を組織する地方公共団体数の増減について	1 伊那市の合併に伴い、組合を組織する地方公共団体数を増減するもの 2 増減内容 ア 伊那市の脱退 (脱退日 18.3.30) イ 伊那市(廃置分合に伴い設置)の加入 (加入日 18.3.31)
第 8 8 号	安曇野松筑広域環境施設組合規約の変更について	1 組合経費の支弁方法の見直しに伴い、規約を変更するもの 2 変更内容 管理経営費に係る組織市町村の負担割合(均等割及び人口割)の変更 3 施行 18.4.1
第 8 9 号	松塩安筑老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及び松塩安筑老人福祉施設組合規約の変更について	1 老人福祉法の改正等に伴い、共同処理する事務を変更し、規約を変更するもの 2 事務の変更内容 訪問介護事業所の設置及び運営に関する事務等の追加 3 規約の変更内容 共同処理する事務の追加 4 施行 18.4.1
第 9 0 号	公の施設の指定管理者の指定について(梓川共同作業所ほほえみの家)	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 梓川共同作業所ほほえみの家 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 18.4.1~19.3.31
第 9 1 号	公の施設の指定管理者の指定について(老人デイサービスセンター)	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 四賀デイサービスセンター外3施設 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 18.4.1~19.3.31
第 9 2 号	公の施設の指定管理者の指定について(奈川生きがい増進センターふれあいの家)	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 奈川生きがい増進センターふれあいの家 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 18.4.1~19.3.31

<p>第 9 3 号</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定について（老人集会施設）</p>	<p>1 公の施設の指定管理者を指定するもの</p> <p>2 指定管理者に指定するもの</p> <table border="1" data-bbox="783 282 1458 996"> <thead> <tr> <th>施設 の 名 称</th> <th>指 定 管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反町老人集会施設</td> <td>松本市反町老人集会施設運営協議会</td> </tr> <tr> <td>五常老人集会施設</td> <td>松本市五常老人集会施設運営協議会</td> </tr> <tr> <td>安曇大野田老人集いの家</td> <td>松本市安曇大野田老人集いの家運営協議会</td> </tr> <tr> <td>安曇島々老人集いの家</td> <td>松本市安曇島々老人集いの家運営協議会</td> </tr> <tr> <td>安曇橋場老人集いの家</td> <td>松本市安曇橋場老人集いの家運営協議会</td> </tr> <tr> <td>安曇稻核老人集いの家</td> <td>松本市安曇稻核老人集いの家運営協議会</td> </tr> <tr> <td>安曇沢渡老人集いの家</td> <td>松本市安曇沢渡老人集いの家運営協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定期間 18.4.1～19.3.31</p>	施設 の 名 称	指 定 管 理 者	反町老人集会施設	松本市反町老人集会施設運営協議会	五常老人集会施設	松本市五常老人集会施設運営協議会	安曇大野田老人集いの家	松本市安曇大野田老人集いの家運営協議会	安曇島々老人集いの家	松本市安曇島々老人集いの家運営協議会	安曇橋場老人集いの家	松本市安曇橋場老人集いの家運営協議会	安曇稻核老人集いの家	松本市安曇稻核老人集いの家運営協議会	安曇沢渡老人集いの家	松本市安曇沢渡老人集いの家運営協議会
施設 の 名 称	指 定 管 理 者																	
反町老人集会施設	松本市反町老人集会施設運営協議会																	
五常老人集会施設	松本市五常老人集会施設運営協議会																	
安曇大野田老人集いの家	松本市安曇大野田老人集いの家運営協議会																	
安曇島々老人集いの家	松本市安曇島々老人集いの家運営協議会																	
安曇橋場老人集いの家	松本市安曇橋場老人集いの家運営協議会																	
安曇稻核老人集いの家	松本市安曇稻核老人集いの家運営協議会																	
安曇沢渡老人集いの家	松本市安曇沢渡老人集いの家運営協議会																	
<p>第 9 4 号</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定について（ながわ山彩館）</p>	<p>1 公の施設の指定管理者を指定するもの</p> <p>2 指定する施設 ながわ山彩館</p> <p>3 指定管理者に指定するもの (財)奈川振興公社</p> <p>4 指定期間 18.4.1～19.3.31</p>																
<p>第 9 5 号</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定について（梓川地域休養施設）</p>	<p>1 公の施設の指定管理者を指定するもの</p> <p>2 指定する施設 梓川地域休養施設</p> <p>3 指定管理者に指定するもの (社)梓川ふるさと振興公社</p> <p>4 指定期間 18.4.1～19.3.31</p>																
<p>第 9 6 号</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定について（四賀環境学習の森）</p>	<p>1 公の施設の指定管理者を指定するもの</p> <p>2 指定する施設 四賀環境学習の森</p> <p>3 指定管理者に指定するもの 四賀むらづくり(株)</p> <p>4 指定期間 18.4.1～19.3.31</p>																

第 9 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（奈川木曽路原山荘）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 奈川木曽路原山荘 3 指定管理者に指定するもの (財)奈川振興公社 4 指定期間 18.4.1～19.3.31
第 9 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（奈川ウッディ・もっく）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 奈川ウッディ・もっく 3 指定管理者に指定するもの (財)奈川振興公社 4 指定期間 18.4.1～19.3.31
第 9 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（奈川高ソメキャンプ場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 奈川高ソメキャンプ場 3 指定管理者に指定するもの (財)奈川振興公社 4 指定期間 18.4.1～19.3.31
第 1 0 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（野麦峠オートキャンプ場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 野麦峠オートキャンプ場 3 指定管理者に指定するもの 川浦生産者組合 4 指定期間 18.4.1～19.3.31
第 1 0 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（美鈴湖もりの国）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美鈴湖もりの国 3 指定管理者に指定するもの 松本森林組合 4 指定期間 18.4.1～19.3.31
第 1 0 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（梓水苑）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 梓水苑 3 指定管理者に指定するもの (社)梓川ふるさと振興公社 4 指定期間 18.4.1～19.3.31

第103号	公の施設の指定管理者の指定について（梓川ふるさと公園）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 梓川ふるさと公園 3 指定管理者に指定するもの (社)梓川ふるさと振興公社 4 指定期間 18.4.1～19.3.31
第104号	公の施設の指定管理者の指定について（奈川自然学習館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 奈川自然学習館 3 指定管理者に指定するもの (財)奈川振興公社 4 指定期間 18.4.1～19.3.31
第105号	公の施設の指定管理者の指定について（梓川アカデミア館）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 梓川アカデミア館 3 指定管理者に指定するもの (社)梓川ふるさと振興公社 4 指定期間 18.4.1～19.3.31
第106号	公の施設の指定管理者の指定について（美鈴湖庭球場）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 美鈴湖庭球場 3 指定管理者に指定するもの 松本森林組合 4 指定期間 18.4.1～19.3.31